

引越届出 ・ 国民年金の加入脱退届出 ・ 国民健康保険の加入脱退届出

(あて先) 横須賀市長

確認 して 太 枠 内 を 記 入 だ さ い	届出に 来た 方	氏名	本人・同一世帯の人・代理人 ()		転入	— A01 全 A02	転出	— B01 全 B02	転居	— C01 — 全 C02 全・一 C03 全・全 C04	申出修正 転出証明再発行 国保・国年得喪 ※付記転入(未届)	D11 P03 H01 A01	枚 の			
		住所	(代理人のみ)		転入未届	— A11 全 A12	脱離消除	— B71 全 B72		— C11 — 全 C12 — 全 C13 — 全 C14	世帯合併 世帯分離 世帯変更 世帯主変更	— 全 — 全		A02 B01 B02 D51		
		電話	自宅・勤務先・呼出 () 方		住所設定	— A41 全 A42	転出取消	— E11 全 E12		— E01 — E02	— E01 — E02	— E01 — E02		— E01 — E02	— E01 — E02	
		職権記載	—		— A91 全 A92	回復	— E01 — E02	— E01 — E02		— E01 — E02	— E01 — E02	— E01 — E02		— E01 — E02	— E01 — E02	
引越日 (戻動日)		年 月 日		届出日 (今日)	年 月 日		住所2(アパート・マンション等)		世帯主		確認 転居 し尿 国年					
住	新(現)	〒 —		新	〒 —		フリガナ	フリガナ		市営 住居 表示	一般 自衛隊	汲取 その他	国保			
再転入者	学齢児童	氏(フリガナ)名		生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退職	世帯主	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日	介護
親子消	小中	明・大・昭・平		男	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	得	0無 1定 3付	得	乳児
親子消	小中	明・大・昭・平		女	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	得	0無 1定 3付	得	児童
親子消	小中	明・大・昭・平		男	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	得	0無 1定 3付	得	児童
親子消	小中	明・大・昭・平		女	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	得	0無 1定 3付	得	児童
親子消	小中	明・大・昭・平		男	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	得	0無 1定 3付	得	児童
親子消	小中	明・大・昭・平		女	有	返納 修正 未済	1取得 0無 1本 2扶	有	得	得	3号 0無 1無 2任 5 7	得	得	0無 1定 3付	得	児童
旧住所	氏名	新続柄	世帯主	氏名	新続柄	旧住所記番	申告書 備考併	取得	喪失	変更 訂正	厚共離脱・外国から転入 20才到達・学生・5加入 7加入・在外任意 その他 ()	配偶者(厚共離脱・扶 ・死亡・年齢到達) 養子・在外へ転入 その他 ()	取得日・喪失日・種別 誤差取消 その他 ()			
確認資料 パスポート・免許証・保険証・年金手帳・住基カード・その他 ()							証 (交付・未済・郵送・回収・特別)									
(備考)													CS入 取 止 届			

※住民基本台帳カードを添えての異動届書は、住民基本台帳カードの各申請書等を兼ねます。

市町村窓口(横須賀市など)で使用している
3枚複写の届出様式(引越、国民健康保険、国民年金)

国民健康保険 被保険者異動届

(あて先) 横須賀市長

確認	届出に 来た方	氏名	本人・同一世帯の人・代理人 ()			転入	全 A01	転出	全 B01	転居	全 C01	申請修正	D11	枚の		
		住所	(代理人のみ)			転入未届	全 A11	税権消除	全 B02	全 C02	転出証明再発行	P03				
して くだ さい	太 梓 内 を 記 入	住所	自宅・勤務先・時出 () 方			住所設定	全 A41	転出取消	全 B71	全 C03	国保・国年得喪	H01	再 入 者			
		電話	-			税権記載	全 A42	回復	全 B72	全 C04	※付記転入(未届)	- A01				
学 齡 児 童	確 子 消	引越月 (異動日)	年	月	日	届出日 (今日)	年	月	日	住所2(アパート・マンション等)	世帯主	確認	転居	し尿	国年	
		住所	新(現)	-			フリガナ	新	フリガナ	新	市営 住居 表示	一般 自衛隊	汲取 その他	国保		
確 子 消	確 子 消	住所	旧	-			フリガナ	旧	旧	市営 住居 表示	一般 自衛隊	汲取 その他	後開 介			
		氏(フリガナ)名	生年月日	性別	続柄	住基カード	国保	退職	除籍除	取得・喪失日	国民年金	取得・喪失日	保険料	付加得喪日		
確 子 消	確 子 消	1	明・大・昭・平	男	有	延滞 修正 未済	1取得 0無 1未 2喪失	有 無	得 喪	3号 0無 1級 2任 5 7	得 喪	0無 1定 3付	得 喪	乳児		
		住民票コード	記番			-	-	基番	-	介設No.	-	-	-	-	児童	
確 子 消	確 子 消	2	明・大・昭・平	男	有	延滞 修正 未済	1取得 0無 1未 2喪失	有 無	得 喪	3号 0無 1級 2任 5 7	得 喪	0無 1定 3付	得 喪	受有		
		住民票コード	記番			-	-	基番	-	介設No.	-	-	-	-	窓	
確 子 消	確 子 消	3	明・大・昭・平	男	有	延滞 修正 未済	1取得 0無 1未 2喪失	有 無	得 喪	3号 0無 1級 2任 5 7	得 喪	0無 1定 3付	得 喪	追		
		住民票コード	記番			-	-	基番	-	介設No.	-	-	-	-	田	
確 子 消	確 子 消	4	明・大・昭・平	男	有	延滞 修正 未済	1取得 0無 1未 2喪失	有 無	得 喪	3号 0無 1級 2任 5 7	得 喪	0無 1定 3付	得 喪	逸		
		住民票コード	記番			-	-	基番	-	介設No.	-	-	-	-	衣	
確 子 消	確 子 消	5	明・大・昭・平	男	有	延滞 修正 未済	1取得 0無 1未 2喪失	有 無	得 喪	3号 0無 1級 2任 5 7	得 喪	0無 1定 3付	得 喪	大		
		住民票コード	記番			-	-	基番	-	介設No.	-	-	-	-	浦	
旧 住 所	新 住 所	氏名	氏名			新続柄	旧住所記番			申告書 照会済	取得	配偶者(専共除脱・扶養を外れた・死亡・年齢到達)・3号取得 離婚・在外→転入 その他()			扱	
		氏名	氏名			新続柄	旧住所記番			申告書 照会済	喪失	専共除脱・外国から転入 20才到達・学生・5加入 7加入・在外任意 その他()				
確認資料 (パスポート・免許証・保険証・年金手帳・住基カード・その他)										証 (交付・未済・郵送・回収・特別)			取得日・喪失日・種別・記番号 誤消取消 その他()			入
(備考)										CS入力			照合			
										廃止			回収			

国民年金 被保険者異動届

横須賀年金事務所長 様
(あて先) 横須賀市長

確認	届出に 来た方	氏名	本人・同一世帯の人・代理人 ()		転入	— 全	A01 A02	転出	— 全	B01 B02	転居	—・— —・全	C01 C02	申出修正 転出証明再発行	D11 P03						
		住所	(代理人のみ)		転入未届	— 全	A11 A12	職権消除	— 全	B71 B72		全・— 全・全	C03 C04	国保・国年得喪 ※付記転入(未届)	— 全	A01 A02					
太 梓 内 を 記 入 し て く だ さ い	住所	電話	自宅・勤務先・呼出 () 方)		住所設定	— 全	A41 A42	転出取消	— 全	E11 E12	世帯合併 世帯分離	C11 C12	— 全	A01 A02							
		引越日 (原則口)	年	月	日	届出日 (今日)	年	月	日	— 全	E01 E02	世帯変更 世帯主変更	C13 C14	— 全	B01 B02						
再 転 入 者	学 齢 児 童	住所	新 (別)	—	氏 (フリガナ) 名	生 年 月 日	性 別	続 柄	住 基 カ ー ド	国 保	退 職	休 職	取 得 ・ 喪 失 日	国民年金	取 得 ・ 喪 失 日	保 険 料	付 加 得 喪 日	確 認	転 居	し 尿	国 年
			旧	—																	
確 予 消	小 中	1	氏 (フリガナ) 名	明・大・留・亨	男	有 無	延納 修正 未済	1取得 2喪失	0 1 2	有 無	得 喪	3号 0無 1独 2任 5 7	得 喪	0 1 3	得 喪	乳 児					
確 予 消	小 中	2	氏 (フリガナ) 名	明・大・昭・平	男	有 無	延納 修正 未済	1取得 2喪失	0 1 2	有 無	得 喪	3号 0無 1独 2任 5 7	得 喪	0 1 3	得 喪	見 童					
確 予 消	小 中	3	氏 (フリガナ) 名	明・大・昭・平	男	有 無	延納 修正 未済	1取得 2喪失	0 1 2	有 無	得 喪	3号 0無 1独 2任 5 7	得 喪	0 1 3	得 喪	受 付					
確 予 消	小 中	4	氏 (フリガナ) 名	明・大・昭・平	男	有 無	延納 修正 未済	1取得 2喪失	0 1 2	有 無	得 喪	3号 0無 1独 2任 5 7	得 喪	0 1 3	得 喪	窓 追 田 逸 衣					
確 予 消	小 中	5	氏 (フリガナ) 名	明・大・昭・平	男	有 無	延納 修正 未済	1取得 2喪失	0 1 2	有 無	得 喪	3号 0無 1独 2任 5 7	得 喪	0 1 3	得 喪	大 浦 久 北 西					
旧 住 所	氏 名	新 続 柄	氏 名	新 続 柄	旧住所記番	中 告 登 記 布 置	取得事由	Y81 転居・Y82 生保廃止 Y83 国保転居・Y84 ()	喪失事由	Y91 社加・Y92 生保開始 Y93 国保加入・Y94 ()	取得	厚共船脱・外国から転入 20才到達・学生・5加入 7加入・在外任業 その他 ()	変更	配偶者(厚共船脱・扶養を外れた ・死亡・年齢到達)・3号取得 離婚・在外転入 その他 ()	訂正	取得日・喪失日・種別・記号番号 誤差取消 その他 ()					
																	氏 名	新続柄	氏 名	新続柄	旧住所記番
(備考)																					
確認資料 パスポート・免許証・保険証・年金手帳・住基カード・その他 ()																					
証 (交付・変更・郵送・回収・特別)																					
CS入力 照合 入力																					
廃止 回収																					

枚の
後
高
介
護
者

3 「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の見方

！ 加入記録を必ずお確かめください。

※「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。
赤字の **ア** **イ** **ウ** は、特にご確認いただきたいポイントです。

I ねんきん特別便 年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7-14-21
年金 花子 様
432109876543

①基礎年金番号
1234-567890

生年月日 昭和47年 4月 2日
作成年月日 平成20年 5月10日

社会保険庁でわかっているあなたの年金記録は表のとおりです。「もれ」や「間違い」がないか、十分にお確かめください。ある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いします。
なお、表の記載では、厚生年金の標準報酬月額、国民年金の納付・未納の詳細などはお示してきていませんので、少しでもご心配のある方は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」等にお問い合わせください。

(あなたの加入記録)

②加入番号	③加入種別	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格を取得した年月日	⑥資格を失った年月日	⑦の加入月数
		ア この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？			
1	国民	国民年金	#平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	厚生	ABC工業	#平成 5. 9. 1	平成 7. 4. 1	19
3	厚生	年金商店	平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
		イ 空白の期間について、加入歴はございませんでしょうか？			
5	厚生	東京株式会社	平成 8. 10. 1	平成 12. 4. 1	42
		厚生年金基金加入期間	平成 16. 4. 1	平成 19. 8. 1	40
6	共済	〇〇共済組合	平成 19. 8. 1	空欄	10
		ウ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？			

⑧国民年金						⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計	
納付済月数	未納月数	4分の3納付済月数	半額納付済月数	4分の1納付済月数	学生納付済月数	計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	(⑧+⑨+⑩)
50	0	0	0	0	0	50	71	71	0	0	121
国民年金の加入月数の合計 →						60	71	71	0	0	121
⑫共済組合等加入月数						10	⑬合計加入期間(⑪+⑫)		131		

⑭備考欄(特例扱いの期間等)

※このお知らせの見方については、リーフレットの2~3ページをご覧ください。

作成年月日について

今回のお知らせでは、「作成年月日」時点での加入期間をお知らせしています。

⑤欄・⑥欄(日付の空欄について)

共済制度で、月単位で記録を管理している場合は、日付は空欄となっています。

厚生年金基金について

厚生年金加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- 加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談専用ダイヤル: 0570-02-2666)
- 加入期間が10年以上で脱退された方と
現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

⑨欄・⑩欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

標準報酬月額について

◆今回のお知らせでは、厚生年金などの標準報酬月額はお示してきていませんので、内容が知りたい場合には、6ページの「ねんきん専用ダイヤル」などにお問い合わせください。
※標準報酬月額: 保険料などを計算するための一定の幅で区分した金額に当てはめたもの

④欄(お勤め先の名称などについて)

◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先が登録されていない場合です。

◆ 共済組合名は記録の管理上、実際の所属と異なる共済組合名・支部名が表示される場合があります。
(年金額算定上は影響ありません。)

⑧欄(国民年金の納付状況について)

◆右の例の場合には、未納の月数は10月となります。

(加入月数の合計) - (⑥欄の計) = 未納月数

【右の例の場合】
60ヵ月 - 50ヵ月 = 10ヵ月

⑧~⑬欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。

国民年金の納付状況について

◆国民年金の納付・未納の詳細はお示していませんので、内容を確認されたい場合には、6ページの「ねんきん特別便専用ダイヤル」などにお問い合わせください。

これまでの年金加入期間について

《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者に関する表示については、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※ 第1号被保険者等への変更を届け出いただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

- ◆ 第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者)制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金保険・共済組合等の加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。

なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体(厚生年金保険・共済組合等の被保険者)が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。

- ◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていますが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。

届出の確認等につきましては、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

- ◆ 配偶者の方が資格喪失(退職など)した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合(年収見込額が130万円以上の場合等)には、被保険者資格(3号から1号へ)の変更手続きが必要です。
また、配偶者の方が厚生年金保険・共済組合等の被保険者であっても、65歳以上(年金を受ける権利がある方)である場合も被保険者資格の変更手続きが必要です。

障害年金や遺族年金を受給している方

障害年金や遺族年金を受給している方は、将来、老齢年金を受けられるようになった時に、どちらかを選択していただくなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくこととなります。詳しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便



区会番号

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

「これまでの年金加入期間」、「これまでの加入実績に応じた年金額」です
※このお知らせの見方は、パンフレットの2~3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計(保険料納付済月数)
第1号被保険者(未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計(未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額(今後の加入実績により年金額は増加します。)

※老齢年金を受給するためには、原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。
※厚生年金基金加入期間も通常の厚生年金保険加入期間とみなして計算しています。
※年金額が出力されていない場合は、パンフレットの3ページをご覧ください。

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢手取額【老齢基礎年金+老齢厚生年金】		
	(年額)	円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額【国民年金+厚生年金保険合計】		円

お示している年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されていません。
※現在、日本年金機構と共済組合等の情報交換により記録の補正を行っているところです。
※各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ◆ お示している年金額は、これまでの加入実績に応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。
 - ◆ 老齢年金を受給するためには原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。
 - ◆ 厚生年金基金から受給できる部分も含んで計算しています。
 - ◆ 学生納付特例または若年者納付猶予制度の適用を受けている期間は含めておりません。
 - ◆ 今後の年金加入実績の増加に伴い、将来受給できる実際の年金額は増加していきます。
- [出力されていない方へ]
以下の原因が考えられます。
○ 期間が重複している年金加入記録がある。
○ 厚生年金保険に移行されていない農林共済組合の加入記録がある。
※年金加入記録の補正の必要がありますので、お近くの年金事務所にご相談ください。
[年金見込額を試算できます]
同封の「(参考) 将来の年金見込額をご自分で試算できます」を活用いただければ、ご自身で将来の年金見込額を試算することができます。

これまでの保険料納付額について

- 《国民年金の保険料納付額について》
加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 付加保険料額を含めて計算しています。
② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。
- 《厚生年金保険の保険料納付額について》
加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。
① 被保険者負担分のみを計算しています。
厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。
なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。
② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。【厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です】でお示している保険料納付額も同様に計算しています。)
- 《旧3公社共済組合(UR、JT、NTT)及び農林共済組合について》
旧3公社共済組合(UR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合：平成9年4月1日、農林共済組合：平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

年金加入記録をお確かめください。

赤字の①②③は、特にご確認ください。また、④の(空いている期間があります。)と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていた場合には、加入記録の「もれ」の可能性があるので、十分にご確認ください。なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

①の(空いている期間があります。)と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていた場合には、加入記録の「もれ」の可能性があるので、十分にご確認ください。なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

③欄(お勤め先の名称などについて)

- ◆ 「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。
- ◆ 「第3号被保険者」に関する表示については、現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
※ 第1号被保険者等への変更を届け出ていただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

⑦欄(国民年金の納付状況について)

- ◆ 未納月数は納付済等月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。
- ◆ 学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されますが、年金額には反映されません。

国民年金の納付状況について

- ◆ 国民年金の納付・未納の詳細は、ねんきん定期便(C-5国ページ)「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方のみ送付しています。)

これまでの『年金加入履歴』です
お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
(裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※ このお知らせの見方は、パンフレットの4~5ページをご覧ください。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、パンフレットの4~5ページをご覧ください。					
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
3	厚年	東京株式会社	平成 7. 10. 1	平成 16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成 16. 4. 1	空欄	46

⑦国民年金

納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学特等月数	第3号月数	納付済等月数計

⑧厚生年金保険

加入月数(基金)	加入期間(基金)
()	()

⑨船員保険

加入月数	加入期間

⑩年金加入期間合計(未納月数を除く)

国民年金被保険者期間における未納月数	付加保険料納付月数(商標)

【備考欄】

⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」でご確認ください。

厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談室：0570-02-2666)
※IP電話及びPHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・加入期間が10年以上で脱退された方と
・現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)が加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は()に再掲しています。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

⑩欄(加入期間の合計について)

国民年金の納付済月数および厚生年金保険・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれていません)

標準報酬月額について

- ◆ 厚生年金保険などの標準報酬月額は、ねんきん定期便(C-5厚ページ)「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生年金保険の加入期間がある方のみ送付しています。)

届出コード **届出** 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 様式第101号

作成原因 **01**

送達番号

〔老齢基礎年金・老齢年金〕
〔老齢厚生年金・特例老齢年金〕

○ のなかに必要な事項を記入してください。
(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
○フリガナはカタカナで記入してください。

年金手帳の記号番号

① 厚生年金保険
② 厚生年金保険(船員)
③ 国民年金

① 生年月日 大・昭・平 3 5 7

⑤ 氏名・印 (氏) (名) 姓 男・女 1 2

⑥ 住所の郵便番号 住所コード (市) (区) (町) (村)

支払機関 金融機関 1 郵便番号 2 郵便局

⑦ 年金手帳の記号番号

⑧ 預金通帳の記号番号

金融機関の証明

⑨ 配偶者

⑩ 子

⑪ 障害の状態

⑫ 送付の有無

⑬ 送付の有無

⑭ あなたの配偶者は、公的年金制度等(表3参照)から老齢・退職または障害の年金を受けていますか。○で囲んでください。

1 老齢・退職の年金を受けている 2 障害の年金を受けている 3 いずれも受けていない 4 請求中

受けていると答えた方は下欄に必要な事項を記入してください(年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください)。

⑮ 年金基礎番号

⑯ 年金基礎番号

「住所」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

届出コード **届出** 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書 様式第101号

〔老齢基礎年金・老齢年金〕
〔老齢厚生年金・特例老齢年金〕

○ のなかに必要な事項を記入してください。
(◆印欄には、なにも記入しないでください。)
○フリガナはカタカナで記入してください。

年金コード 1 1 5 0

※基礎年金番号が交付されていない方は、●の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

請求者 ① 基礎年金番号 ② 生年月日 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平

配偶者 ③ 基礎年金番号 ④ 生年月日 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平

請求者の(氏) (名) 性別 男 女 1 2

住所の郵便番号 住所コード (市) (区) (町) (村)

請求者 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

① 配偶者の基礎年金番号 欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、つぎの1および2にお答えください。
1. 過去に厚生年金、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

② あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。

支払機関 ① 金融機関 1 郵便番号 2 郵便局

① 基礎年金番号 ② 生年月日 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平

③ 基礎年金番号 ④ 生年月日 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平 大 昭 平

⑤ 氏名・印 (氏) (名) 姓 男・女 1 2

⑥ 住所の郵便番号 住所コード (市) (区) (町) (村)

⑦ 配偶者

⑧ 子

⑨ 障害の状態

⑩ 送付の有無

⑪ 送付の有無

34

図1-5 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(書)

○国民年金の被保険者の適用及び保険料に関する事務の取扱いについて

(昭和61年4月1日 庁保険発第17号)

(各都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長・社会保険庁年金保険部業務第一課長通知)

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六〇年法律第三四号。以下「改正法」という。)の施行に伴う関係政省令の内容については、昭和六一年三月三十一日庁保発第一二二号「国民年金法等の一部を改正する法律等による改正後の国民年金法等の施行について」都道府県知事あて社会保険庁医療保険部長・年金保険部長通知により通知されたところであるが、このうち国民年金の被保険者の適用及び保険料の納期限の変更等に関する事務の取扱いについては、次によることとしたので、遺憾なきよう取り扱われたい。

なお、この通知において、改正法による改正後の国民年金法を「新国民年金法」と略称する。

第一 被保険者の適用に関する事項

一～二 略

三 第三号被保険者の適用に関する事項

(一)～(三) 略

(四) 記録の管理

第三号被保険者の記録を適正に管理していくためには、第三号被保険者に関する届出の届出事由となる事実が発生する都度、速やかな届出が行われる必要があること。このため、次のような方法によりこの届出の確保に努めること。

ア 第三号被保険者が自己の所得を有すること又は離婚等に伴い第二号被保険者の被扶養配偶者に該当しなくなつたこと等により第三号被保険者に該当しなくなる場合については、市町村備え付け公簿を活用することで記録の適正化を図るよう市町村を指導すること。この場合において、定期的に市町村備え付け公簿に基づき調査を行い、該当者に対しては、第三号被保険者でなくなつた旨(又は第一号被保険者に該当する旨)の個別の通知を行う等の措置を講ずることにより、届出義務の履行の徹底を期すること。

イ 第三号被保険者の資格の有無は、配偶者である第二号被保険者の資格の異動と密接に関連することから、当該第二号被保険者の勤務先である健康保険及び厚生年金保険の適用事業主並びに共済組合法の適用される官公署等(以下「事業主等」という。)の協力が必要とされるところであり、これら事業主等に対する協力依頼方につき特段の措置を講ずること。

なお、配偶者である第二号被保険者が退職等に伴い被用者年金各法の被保険者又は組合員でなくなつたことにより第三号被保険者が第一号被保険者となつた場合に的確に対応するため、当庁において配偶者記録を管理し、将来、これを活用して適用の適正化を図ることを予定していること。

(以下、省略)

○第3号被保険者に係る種別変更等の届出の勧奨の実施について

(昭和63年3月31日 庁文発第1477号)
 (都道府県民生主管部 国民年金主管課(部)長あて
 社会保険庁年金保険部国民年金課長 業務第一課長通知)

第3号被保険者の適用に関する事項については、昭和61年4月1日庁保険発第17号をもって通知したところであるが、今般、配偶者である第2号被保険者が厚生年金保険法の被保険者でなくなったことにより第3号被保険者に該当しなくなった場合に的確に対応するため、下記により配偶者記録(第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者の氏名、生年月日及び被用者年金制度における記号番号等をいう。以下同じ。)を活用して種別変更等の届出の勧奨を実施することとしたので、貴職におかれても所要の措置を講じられたい。

記

1. 目的

社会保険庁において第3号被保険者の記録及び配偶者記録並びに厚生年金保険の被保険者記録を管理していることに着目し、これらの突合の結果、既に第3号被保険者に該当しなくなっていると考えられる者(以下「第3号非該当者」という。)を抽出して種別変更等の届出の勧奨を実施することにより、適用の適正化を図る。

2. 実施方法

- (1) 社会保険庁は、毎年5月に第3号非該当者を抽出し、これらの者に係る種別変更等の届出の勧奨状(以下「勧奨状」という。)及び一覧表(以下「勧奨状送付者リスト」という。)2部を作成することとする。
 また、配偶者記録が相違していることが判明した第3号被保険者については、配偶者記録を確認し、補正するための一覧表(以下「配偶者ファイル厚年(船保)突合処理確認リスト」という。)を作成することとする。
 なお、第3号非該当者の抽出は、前年度末における第3号被保険者の記録と当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険の被保険者記録とを突合し、配偶者の厚生年金保険の被保険者記録が現存でない者を抽出することとしているが、抽出時点において当該第3号被保険者が現存でない場合には、この限りではない。
- (2) 昭和63年度においては諸般の事情にかんがみ、社会保険庁から第3号非該当者に直接勧奨状を送付することとする。
- (3) 社会保険庁は、勧奨状送付者リスト2部及び配偶者ファイル厚年(船保)突合処理確認リストを社会保険事務所あて送付することとする。
- (4) 社会保険事務所は、勧奨状送付者リストの送付を受けたときは、そのうちの1部を市町村あて第3号被保険者の適用事務の参考資料として送付すること。
- (5) 社会保険事務所は、配偶者ファイル厚年(船保)突合処理確認リストの送付を受けたときは速やかに、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の定めるところにより、配偶者記録の補正のための事務を行うこと。

なお、国民年金配偶者記録関係業務取扱要領の改正については、別途通知するものであること。

(写送付先 社会保険事務所長)

二三五 国民年金事業の推進について（通知）

平成六年三月三十一日庁文発第一四一―号
 都道府県民生主官部(官)国民年金主管課(部)
 長あて社会保険庁運営部企画・年金管理課長
 年金指導課長通知

社会保険事務所及び市町村における国民年金に関する事務の取扱については、国民年金社会保険事務所事務取扱準則（昭和四十二年三月十五日庁保発第三号）及び「国民年金市町村事務取扱準則」（昭和四十二年三月十五日庁保発第四号）等により取り扱われているところであるが、今般、事業の推進に当たって留意すべき基本的な事項を下記のとおり取りまとめたので、事業の実施に当たってはこれに留意の上、積極的な推進を図らねたい。

なお、国民年金事業を推進していくに当たっては、厚生年金保険の適用事業所の事業主の協力などが必要となる場合も多いので、保険主管課（部）長の協力を得て円滑な事業運営に努められたい。

記

一 国民年金事業の推進に当たって留意すべき事項

（一）第一号被保険者の適用対策の推進

国民の年金権の確保を図る観点から、適用対象者を的確に把握し確実に適用を行うよう次の措置を講ずること。

（二）都道府県における適用対策の推進

都道府県は、市町村における第一号被保険者の適用対策に関し、社会保険事務所と連携を図り、次の措置を講ずること。

- ① 管下の全市町村について、市町村ごとに、直近の適用実績をもとに、問題点の分析・検討を行うこと。

- ② 問題点の分析・検討結果に基づいて、個別に市町村と協議し、適用対象者を的確に把握の上、未加入者の解消に向けた適切な適用目標者数を設定し、所要の対策を講ずるよう指導すること。
 特に、国民健康保険の被保険者（二〇歳から六〇歳未満の者）と当該被保険者のうち第一号被保険者として加入している者との数を比較し、その乖離が当該都道府県の平均より大きい市町村については、重点的に指導すること。

- ③ 適用特別対策を実施する市町村については、特別対策にかかると実施計画の検討・立案等に関し当該市町村と十分に協議すること。

- ④ 市町村が的確に未加入者の把握を行えるよう、国民健康保険組合に対し、当該組合の被保険者情報の提供が得られるよう協力要請を行うこと。

□ 社会保険事務所における適用対策の推進

社会保険事務所は、具体的対策を策定するに当たり、次の点について必要な措置を講ずること。

- ① 都道府県が国民健康保険組合から提供を受けた情報を活用して未加入者の把握をし、その情報を市町村へ提供すること。

- ② 厚生年金保険の適用事業所の事業主等に対し、算定基礎届事務説明会等において、適用事業所に就職したとき又は退職したときは、国民年金の届出が必要であることを従業員に周知するよう協力を要請すること。

また、社会保険委員に対しても、この趣旨の理解を求め、届出の励行が図られるよう協力を依頼すること。

- ③ 市町村が後記(三)の③に掲げる対策を講じてもなお加入の届出

を求めるよう市町村を指導すること。

四 社会保険事務所は、市町村に対して、保険料免除の申請にかか
る事実審査について指導を徹底すること。

五 保険料の免除は将来の年金額の算定上必ずしも有利な取扱いを
受けないこと、免除期間にかかる保険料については追納すること
が望ましいことなど、被保険者に対して保険料免除制度、追納制
度等の一層の周知徹底を図ること。

六 年金給付の適正化

裁定請求書及び各種届書の早期提出、審査の充実及び早期処理を
図るとともに、特に次の点に留意すること。

(一) 裁定請求書及び各種届書の適正かつ早期の提出について、被保
険者及び年金受給権者に対し、都道府県、市町村の広報紙(誌)
の活用及び集団指導等あらゆる機会を利用して、周知徹底を図る
こと。

(二) 裁定請求書の受付・審査に当たっては、被保険者期間の脱漏を
防止するため、被保険者期間の確認を十分に行うこと。

この場合、第三号被保険者であった期間があるときは、必ずそ
の配偶者の被用者年金制度の加入状況との突合を実施し、適切な
被保険者期間の確認を行うこと。

(三) 受給権の失権又は年金額の改定については、市町村の担当課(係)
等との連携を図り、失権事由又は年金額改定事由に該当の事実を
的確に把握し、必要な届書の早期提出及び早期処理を図り、もつ
て過払の防止に努めること。

四 年金受給権者が他の公的年金を受けることができる場合には、

院及び診療所の名称、「所在地」等の確認、診断書の各欄に記入
もれがないことの確認及び疑わしき加筆又は修正がある場合には
作成医師に確認等を行うこと。

七 広報活動の推進

(一) 国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るためには、国民
の年金制度への参加意識の醸成を図るとともに確実な届出手続き
の履行が不可欠であることから、あらゆる機会を活用した積極的
な広報活動に努めること。

なお、広報活動を推進するに当たっては、多くの被保険者、年
金受給権者等が利用する社会保険関係福祉施設の活用についても
十分配慮すること。

(二) 具体的な広報の実施に当たっては、特に年金に対する意識が薄
くなりがちな若い世代を積極的に取り込むほか、期間を特定した
集中的な事業展開や地域の実情や特性を配慮しつつ、広報紙等
に創意工夫を凝らすなど、効果的なものを実施すること。

(三) 年金教育の実施に当たっては、教育委員会等関係部局と学校教
育の必要性に関し意見交換、協力要請の場を持つ等その推進に努
めること。

四 市町村における制度の周知、啓発活動等の一層の充実を図る観
点から、都道府県単位で市町村広報コンクールを実施すること。

なお、特に優秀と認められ全国の市町村で紹介するにふさわし
い広報事例については、平成五年七月二十六日庁文発第二一四五
号号通知に基づき、毎年九月末日までに送付すること。

八 事務処理の適正化

事務処理については、適正かつ迅速に行うことが肝要であり、特

併給調整が行われることの周知、現況届による確認の徹底等を図
り、一層の適正化を図ること。

なお、老齢福祉年金と公的年金との併給調整については、「公的
年金受給者一覽表」等を活用してその適正化を図ること。

五 老齢福祉年金、裁定替えとなった障害基礎年金及び遺族基礎年
金並びに二〇歳前障害にかかる障害基礎年金の受給権者にかかる
所得(老齢福祉年金及び裁定替えとなった遺族基礎年金について
は、扶養義務者にかかる所得を含む。)の把握については、課税台
帳等との突合により的確に行うよう市町村を指導すること。

特に、都道府県における所得審査後に、市町村民税の更正決定
が行われた場合には、市町村において税務主管課(係)と国民年
金主管課(係)との連携を密にして更正決定後の所得を確実に把
握し、都道府県に報告するよう指導すること。

六 共済組合の組合員期間を有する大正十五年四月二日から昭和六
年四月一日までに生まれた者にかかる老齢給付等の審査に当らつ
ては、昭和六十一年四月一日前に昭和六十年改正前の共済組合各
法による退職年金等の受給権を有している者については昭和六十
年改正前の国民年金法が適用されることから、裁定請求書に添付
された年金加入期間確認通知書により、退職年金等の受給権の有
無を確認すること。

七 障害給付及び遺族給付の裁定請求書の点検に当たっては、給付
の発生原因に留意し、第三者行為によるものである場合は第三者
行為事故状況届及び示談書等の添付の有無を確認すること。

八 障害給付の裁定請求にかかる診断書の点検に当たっては、詐病
等による年金の詐取事件の発生防止のため、診断書作成医師の「病
に次の点に留意し、一層の適正化に努めること。
(一) 市町村職員の資質の向上を図るため、研修等を積極的に実施し、
年金制度全般にわたる知識の研さんを図ること。
(二) 被保険者から收受した保険料は、速やかに検認し検認報告を的
確に行うよう市町村を指導すること。
(三) 納付組織において集金した保険料については、速やかに市町村
に納付するよう十分に市町村を指導すること。

九 不正事故の防止
事務処理に当たって、不正事故を起こすことは被保険者、年金受
給権者の不信を招くこととなり、事業運営に重大な支障を来すこと
となるので、管理体制及び事務処理の相互けん制体制の確立を図る
よう市町村を指導すること。

特に、国民年金印紙、老齢福祉年金にかかる国民年金証書及び被
保険者から収納した保険料の取扱いについては、厳格な管理体制の
下に置くよう指導を行うとともに、市町村職員に対し研修等を通じ
てその重要性について理解させるなど、事故の未然防止に努めるよ
う指導すること。

三〇三 国民年金第三号被保険者に係る特例届出の勸奨事務の実施について

〔平成七年三月二十九日庁文発第一九三四号〕
〔都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部年金指導課長通知〕

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九五号。以下「改正法」という。)附則第一〇条の規定により、年金受給権を確保するための特例措置として、第三号被保険者又は第三号被保険者であった者が平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に届出(以下「特例届出」という。)を行うことによつて、国民年金の保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者期間(以下「三号未算入期間」という。)が保険料納付済期間に算入されることとなったところである。今回の特例届出の趣旨にかんがみ、その内容について特例届出該当者に広く周知するとともに、平成七年四月一日からの改正法の施行事務を円滑に進めるため、次により特例届出の勸奨を実施することとし

民年金原簿の第三号被保険者の配偶者記録と厚生年金保険原簿の配偶者記録が相違する者(以下「配偶者記録事故」という。)について、同様に勸奨状を作成し、各社会保険事務所に送付することとしていること。

なお、この場合の具体的な送付日程については、別途当課から連絡する。

ウ 勸奨状の送付に併せて、勸奨状送付一覧表(別添二(略))を二部を各社会保険事務所あてに送付することとしていること。
特例届出該当者に対する勸奨状の送付等について

(2) 社会保険事務所においては、勸奨状の裁断及び封入・封かんを行い、未算入期間保有者、不整合記録保有者及び配偶者記録事故者に送付すること。

また、勸奨状送付一覧表一部を、第三号被保険者特例届出の受付事務の参考資料として市町村あてに送付すること。

(3) 勸奨状の送付時期について
社会保険事務所は、勸奨状の送付に当たっては、施行日以降の事務の平準化を図ることができるように他の事務処理を考慮し計画的に送付すること。

三 特例届出制度の周知

勸奨状送付対象者以外にも、これまで第三号被保険者としての届出を行ったことがない者等特例届出を行い得る者がいると見込まれるので、これらの者についても必要な特例届出が行われるよう、勸奨状の送付にとどまらず、幅広く特例届出の内容及び手続について周知を図る(1)。

四 年金給付の裁定請求書の受付・審査について

たので、遺憾のないように取り計らわれたい。

なお、特例届出に関する実施事務の取扱いの細部については、別途通知するので申し添える。

一 基本的事項

特例届出の勸奨事務は、年金受給権を確保するための今回の特例措置について、該当者に対して的確に周知するとともに、一時的かつ大量に発生する事務の平準化を図ることを目的とするものであること。

なお、この勸奨は、年金受給権確保のために極めて重要な事務であることから、管下社会保険事務所に対し事務処理計画の策定等について適切な指導を行うとともに、市町村(特別区を含む。以下同じ)と連携を図り、被保険者、受給権者等に対し施行日以降所要の届出が適正かつ円滑に行われるよう十分周知徹底を図るよう配慮されたいこと。

二 特例届出の勸奨の実施方法

(1) 特例届出の勸奨状の作成等について

ア 平成七年四月末の時点で国民年金原簿において三号未算入期間を有する者(以下「未算入期間保有者」という。)について、社会保険庁において特例届出の様式を兼ねる特例届出の勸奨状(別添一。以下「勸奨状」という。)を作成し、国民年金原簿に収録されている未算入期間保有者の住所地を管轄する社会保険事務所に平成七年五月下旬に送付することとしていること。

イ 社会保険庁においては、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿を突合し、第三号被保険者期間に対応する配偶者の第二号被保険者期間がない者(以下「不整合記録保有者」という。)及び田

市町村及び社会保険事務所は、年金受給権の裁定請求書の受付・審査に当たって、請求者が第三号被保険者期間を有するときは、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入記録と突合し、第三号被保険者期間の確認、整備を行うとともに、未算入期間保有者については施行日以後特例届出を行うよう指導を徹底されたいこと。

○国民年金第3号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について

(平成7年8月2日 庁文発第2877号)

(都道府県民生主管部 国民年金主管課(部)長あて社会保険庁運営部年金指導課長通知)

国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年11月9日法律第93号)附則第10条の規定により、国民年金第3号被保険者に係る年金受給権を確保するための特例措置として、平成7年4月から平成9年3月までの間に特例届出を行うことによって、保険料納付済期間に算入されない第3号被保険者期間(以下「3号未算入期間」という。)を保険料納付済期間に算入することとされたところである。

今般、特例届出を設けた趣旨を踏まえ、新たな3号未算入期間の発生を防止するため、昭和63年3月31日庁文発第1477号及び平成5年5月18日庁文発第1549号通知に基づき実施している届出の勧奨に加え、配偶者である第2号被保険者からの政府管掌健康保険被扶養者異動届によって認定解除(取消)され第3号被保険者に該当しないと見られる場合の届出の勧奨を、下記により行うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、国民年金第3号被保険者に係る社会保険オンラインシステムの事務取扱の変更については、社会保険業務センターから別途通知されるので申し添える。

記

1. 実施対象

届出の勧奨対象者は、平成7年9月以後、第3号被保険者記録、当該第3号被保険者に係る配偶者の厚生年金保険被保険者資格記録又は政府管掌健康保険被扶養者記録に係る届出が処理された者のうち、届出が処理された月から3月経過後において、第3号被保険者に係る配偶者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者及び政府管掌健康保険被扶養者の認定が解除(取消)されているにもかかわらず第3号被保険者として記録されている者(以下「第3号非該当者」という。)とする。

2. 実施方法

- (1) 社会保険業務センターで管理している第3号被保険者記録、第3号被保険者の配偶者の第2号被保険者資格記録及び政府管掌健康保険被扶養者記録を活用して、第3号被保険者からの種別変更の届出が行われていない者(以下「未届者」という。)について、平成7年12月から毎月、届出の勧奨を行うこととする。
- (2) 平成7年12月以後毎月、勧奨状及び勧奨状送付一覧表を社会保険業務センターから社会保険事務所に配信することとする。
- (3) 社会保険事務所は、勧奨状が配信されたときは勧奨状の封入・封かんを行い、第3号非該当者あてに勧奨状を送付すること。
また、第3号非該当者に対する勧奨状送付一覧表1部を、市町村(特別区を含む。以下同じ。)あてに第3号被保険者適用事務の参考資料として送付すること。
- (4) 社会保険事務所は、勧奨状を送付しても届出がない者について、(3)の勧奨状発行時から3月経過後において配信される再度の勧奨状の封入・封かんを行い(3)の勧奨状の送付先へ送付すること。

さらに3月経過後においても届出がない者については、未届者のリストが配信されるので、その1部を市町村あて届出勧奨の参考資料として送付すること。

3. 第3号被保険者資格取得届等の入力処理

社会保険事務所は、「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認(第3号被保険者該当)届書」の入力処理にあたり、窓口装置で配偶者記録の確認を行い、第3号被保険者記録と配偶者記録の整合性の確保に努めること。

なお、社会保険業務センターで管理されている国民年金原簿(第3号被保険者ファイル)平成7年9月から配偶者の年金手帳記号番号等を収録することとしたので、記録の整合性を確保するため活用すること。(写送付先 社会保険事務所長)

三二〇 国民年金第一号被保険者又は第三号被保険者に係る資格取得、種別変更又は種別確認の届出のお知らせ(勸奨)の実施について

平成十年三月二日庁文発第四九七号
都道府県民生主管理部(局)国民年金主
管課(部)長あて社会保険庁運営部年
金指導課長通知

基礎年金番号の実施に伴い、同番号を活用した記録管理により国民年金の適用対象者の把握が可能となったことから、標記について平成十年四月より下記のとおり実施することとしたのでよろしく取り計らわれるとともに、これを活用した未適用者の適用が効率的に推進できるように市町村に対して十分指導、周知願いたい。

なお、事務処理の詳細については、別途、社会保険業務センターから通知されることとしていたので留意されたい。

おって、昭和六十三年三月三十一日庁文発第一四七七号「第三号被保険者に係る種別変更等の届出の実施について」、平成三年七月三十日庁文発第二〇二九号「国民年金未加入第一号被保険者に係る資格取得の届出勧奨の実施について」、平成五年五月十八日庁文発第一五四九号「第三号被保険者の種別変更等にかかる届出の勧奨の実施について」及び平成七年八月二日庁文発第二八七七号「国民年金第三号被保険者に係る種別変更の届出の勧奨について」の通知については、平成十年四月一日以後、廃止する。

記

一 目的

の資格取得、種別変更又は種別確認の届出をする事由が発生(以下「事象発生」という。)している者(その処理が平成十年三月以前に行われた者を除く。)でありながら、当該事象発生から一定期間を経過しても届出が未届となっている次に掲げる者(別表のB欄参照)をお知らせ(勸奨)の対象とする。

なお、共済組合等の組合員若しくは加入者又はこれらの者の配偶者については、国民年金法附則第八条の規定により、社会保険庁長官が共済組合等から資料の提供を受けた場合に限り、第三号被保険者の配偶者が組合管掌健康保険の被保険者の場合には対象とされないものである。

- (1) 厚生年金保険の被保険者又は共済組合等の組合員若しくは加入者(以下「第一号被保険者」という。)の資格を喪失した者(死亡による喪失及び六〇歳以降の喪失を除く。)
- (2) 政府管掌健康保険及び共済組合等(以下「政管健保等」という。)の被扶養者(配偶者に限る。以下同じ。)となった者
- (3) 第二号被保険者の資格を喪失した者のうち引き続き他の年金制度に加入して第二号被保険者となった者の配偶者(第三号被保険者とされている者)であつて、新たな政管健保等においても被扶養者に該当している者
- (4) 第二号被保険者の資格を喪失した者の配偶者(第三号被保険者とされていた者)であるにもかかわらず、第三号被保険者とされている者
- (5) 第三号被保険者とされていた者であつて、政管健保等の被扶養者に該当しなくなったにもかかわらず、第三号被保険者とされている者

基礎年金番号の実施に伴い、基礎年金番号管理ファイル、国民年金被保険者記録及び厚生年金保険被保険者記録、共済組合等(私学教職員共済制度を含む。以下同じ。)の組合員記録若しくは加入者記録並びに政府管掌健康保険被扶養者記録及び共済組合等の被扶養者記録を活用して、第一号被保険者又は第三号被保険者の資格取得、種別変更又は種別確認の届出が未届の者(以下「第一号・第三号未届者」という。)に対して、毎月、勸奨状(別表のA欄に掲げる別添1、6の帳票をいう。以下同じ。)等を送付し、第一号被保険者及び第三号被保険者の届出促進を図ることを目的とする。

二 市町村指導

(1) 市町村において二〇歳到達者に対し、文書による加入勸奨を行うなどして手帳送付による適用を早期に行うことについては、従前と同様であるが、別表のB欄に掲げる各々の勸奨対象者一覽表等を有効に活用されたいこと。

(2) 第一号被保険者を早期に適用していくことは、従前と同様であるが、特に後述する三の(1)及び(4)から(7)までに掲げる者に対しては初回の勸奨状を送付した後、なお未届の者については、第一号被保険者として早期に適用を行い、納付案内書を送付するよう努めること。

(3) 第三号被保険者を早期に適用していくことは、従前と同様であるが、特に後述する三の(2)及び(3)に掲げる者に対しては初回の勸奨状を送付した後、なお未届の者については、早期に適用勸奨を行い未届者の解消に努めること。

三 お知らせ(勸奨)の対象者

平成九年一月以後において、第一号被保険者又は第三号被保険者

(6) 第二号被保険者の資格を喪失した者のうち引き続き同一の年金制度に加入して第二号被保険者となった者の配偶者(第三号被保険者とされていた者)であつて、政管健保等の被扶養者に該当しなくなつた者

(7) 第二号被保険者の資格を喪失した後、第一号被保険者又は第三号被保険者として加入すべき期間が未加入期間となつたまま、再び第二号被保険者の資格を取得した者

(8) 二〇歳到達により基礎年金番号を付番した者
四 実施方法

(1) 勸奨状及び別表のE欄に掲げる各々の勸奨対象者一覧表並びに別表のH欄に掲げる各種勸奨対象者市町村別件数表は、事象発生日から2月後(上記三の(7)に該当する者に係るものは事象発生の当月)の月の下旬に、該当する被保険者の住所地を管轄する社会保険事務所に社会保険業務センターから配信されること。(配信先の取扱については以下同じ。)

(2) このうち、勸奨状については、速やかに第一号・第三号未届者(ただし、三の(2)に掲げる者に係る勸奨状については、その者の配偶者である第二号被保険者)に送付し、届出の勸奨を図ること。また、各々の勸奨対象者一覧表は、市町村において未届者の届出状況の管理や勸奨対象者からの相談に対処するための参考資料となるので、該当する市町村に送付すること。

なお、各種勸奨対象者市町村別件数表は、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(3) (1)の勸奨状による勸奨を行ったにもかかわらず届出がなされない者については、勸奨状送付から四月後の月の下旬に、再び勸奨すること。

(8) 勸奨状が送付された者で資格取得の届出が未届のまま第二号被保険者の資格を取得した者については、別表のH欄に掲げる勸奨済者資格喪失日決定者一覧表及び勸奨済者資格喪失日決定者市町村別件数表が資格取得処理が行われた月の下旬に配信されること。
この勸奨済者資格喪失日決定者一覧表は、市町村において未届者を把握し、届出の勸奨を図るための資料となることから、該当する市町村に送付すること。

なお、勸奨済者資格喪失日決定者市町村別件数表については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(9) 勸奨状を送付したにもかかわらず、転居等により返戻された場合には、勸奨状未送達登録(取消)処理票(参考二二)によりその旨の登録処理を行うこと。

なお、当該登録処理を行った場合には、それ以後、勸奨状及び未適用者一覧表の処理の対象者とならないこととなるので、十分留意されたい。

[別添・参考 略]

状及び別表のG欄に掲げる各々の最終勸奨対象者一覧表並びに別表のH欄に掲げる各種最終勸奨対象者市町村別件数表が配信されること。

なお、この勸奨状及び各々の最終勸奨対象者一覧表並びに各種最終勸奨対象者市町村別件数表については、(2)と同様の取り扱いとすること。

(4) (3)の勸奨状を送付してもなお届出がなされない者については、当該勸奨状の送付から二月後の月の下旬に、別表のH欄に掲げる国民年金未適用者一覧表及び国民年金未適用者市町村別件数表が配信されること。

(5) このうち、国民年金未適用者一覧表は、市町村において適用状況を確認するための参考資料となるので、該当する市町村に送付するとともに、市町村に対し、未届者となつている者に対して速やかに適用を行うよう指導すること。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

(6) さらに、事象発生日から七月経過後に初めて到来する二月又は八月までにおいても届出がされない者については、別表のH欄に掲げる国民年金未適用者一覧表(最終)及び国民年金未適用者市町村別件数表(最終)が同月の下旬に配信されること。

(7) このうち、国民年金未適用者一覧表(最終)は、市町村において適用状況の最終確認をするための参考資料となることから、該当する市町村に送付すること。

なお、国民年金未適用者市町村別件数表(最終)については、社会保険事務所において適用事務の参考資料として活用されたいこと。

※ 平成一五年三月二四日 一部改正

二 市町村指導 を削除